

2019/05/09 13:45 現在の情報です。

これは閉鎖された登記簿です。

大阪府和泉市伏屋町四丁目9番33号  
ラポール株式会社

会社法人等番号	1201-01-043325	
商号	ラポール株式会社	
本店	大阪府和泉市伏屋町四丁目9番33号	
公告をする方法	官報に掲載する。	
会社成立の年月日	平成5年2月1日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 家具および室内装飾品・屋外装飾品の売買</li> <li>2. 装身具・服飾品の売買</li> <li>3. 日用雑貨品・化粧品・石鹸・香料・文房具の売買</li> <li>4. カタログ通信販売業務および印刷物の企画・作成業務</li> <li>5. 物流センターの管理運営および配送業務</li> <li>6. 前記各号に付帯する一切の業務</li> </ol>	
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 家具および室内装飾品・屋外装飾品の売買</li> <li>2. 装身具・服飾品の売買</li> <li>3. 日用雑貨品・化粧品・石鹸・香料・文房具の売買</li> <li>4. カタログ通信販売業務および印刷物の企画・作成業務</li> <li>5. 物流センターの管理運営および配送業務</li> <li>6. 各種イベント、展示会、キャンペーン等販売促進に関する行事の企画、立案、会場設営、実施運営作業の請負業務</li> <li>7. 屋外ディスプレイ、インテリア資材及び室内装飾品の企画、制作、販売及び取付工事</li> <li>8. 前記各号に付帯する一切の業務</li> </ol> <p style="text-align: right;">平成26年10月 1日変更 平成26年12月 3日登記</p>	
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 家具および室内装飾品・屋外装飾品の売買</li> <li>2. 装身具・服飾品の売買</li> <li>3. 日用雑貨品・化粧品・石鹸・香料・文房具の売買</li> <li>4. カタログ通信販売業務および印刷物の企画・作成業務</li> <li>5. 物流センターの管理運営および配送業務</li> <li>6. 各種イベント、展示会、キャンペーン等販売促進に関する行事の企画、立案、会場設営、実施運営作業の請負業務</li> <li>7. 屋外ディスプレイ、インテリア資材及び室内装飾品の企画、制作、販売及び取付工事</li> <li>8. 室内装飾品・家具・インテリア雑貨製品の企画・製造・仕入・店舗販売、インターネット等による通信販売業務、卸並びに輸出入貿易業</li> <li>9. 前記各号に付帯する一切の業務</li> </ol> <p style="text-align: right;">平成27年 4月24日変更 平成27年 5月 8日登記</p>	
発行可能株式総数	6000株	
	2万4000株	平成26年10月 1日変更 平成26年12月 3日登記
	9万6000株	平成27年 4月24日変更 平成27年 5月 8日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 4040株	
	発行済株式の総数 7040株	平成26年10月17日変更 平成26年12月 3日登記
	発行済株式の総数 7440株	平成26年10月31日変更 平成26年12月 3日登記
	発行済株式の総数 9740株	平成26年11月28日変更 平成26年12月 8日登記
	発行済株式の総数 1万890株	平成26年12月26日変更

		平成27年 1月 9日登記
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月24日登記
	平成24年 6月15日廃止	平成24年 7月25日登記
資本金の額	金5000万円	
	金8750万円	平成26年10月17日変更 平成26年12月 3日登記
	金9250万円	平成26年10月31日変更 平成26年12月 3日登記
	金1億3275万円	平成26年11月28日変更 平成26年12月 8日登記
	金1億5287万5000円	平成26年12月26日変更 平成27年 1月 9日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を得なければならない。	
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社本店証券代行部 平成26年10月 1日設置	平成26年12月 3日登記
役員に関する事項	取締役 辻本俊一郎	平成16年 4月26日重任
		平成18年 4月28日退任
		平成18年 5月25日登記
	取締役 藤井礼子	平成16年 4月26日重任
	取締役 藤井礼子	平成18年 4月28日重任
		平成18年 5月25日登記
	取締役 藤井礼子	平成20年 4月17日重任
		平成20年 6月19日登記
	取締役 藤井礼子	平成22年 4月20日重任
		平成22年 6月 2日登記
	取締役 藤井礼子	平成24年 5月28日重任
		平成24年 7月25日登記
		平成26年 5月31日退任 平成26年 8月 6日登記
取締役 細谷陸雄	平成16年 4月26日重任	
	平成18年 4月28日退任 平成18年 5月25日登記	

取締役	森 下 香 朱 子	平成18年 4月28日就任 平成18年 5月25日登記
取締役	森 下 香 朱 子	平成20年 4月17日重任 平成20年 6月19日登記
取締役	森 下 香 朱 子	平成22年 4月20日重任 平成22年 6月 2日登記
取締役	森 下 香 朱 子	平成24年 5月28日重任 平成24年 7月25日登記 平成25年12月19日辞任 平成26年 1月 8日登記
取締役	藤 井 佐 知 子	平成18年 4月28日就任 平成18年 5月25日登記
取締役	藤 井 佐 知 子	平成20年 4月17日重任 平成20年 6月19日登記
取締役	藤 井 佐 知 子	平成22年 4月20日重任 平成22年 6月 2日登記
取締役	唐 崎 佐 知 子	平成23年 5月 7日藤井 佐知子の氏変更 平成23年 5月20日登記
取締役	唐 崎 佐 知 子	平成24年 5月28日重任 平成24年 7月25日登記 平成25年12月19日辞任 平成26年 1月 8日登記
取締役	鈴 木 忍	平成25年12月20日就任 平成26年 1月 8日登記
取締役	鈴 木 忍	平成26年 5月31日重任 平成26年 8月 6日登記
取締役	今 泉 大 輔	平成25年12月20日就任 平成26年 1月 8日登記
取締役	今 泉 大 輔	平成26年 5月31日重任 平成26年 8月 6日登記
取締役	下 木 原 誠	平成25年12月20日就任 平成26年 1月 8日登記
取締役	下 木 原 誠	平成26年 5月31日重任 平成26年 8月 6日登記
取締役	麻 生 充 孝	平成26年 5月31日就任 平成26年 8月 6日登記
取締役	羽 田 雅 弘	平成27年 4月24日就任 平成27年 5月 8日登記

大阪府堺市浜寺諏訪森町西三丁目195番地の3 代表取締役 辻本俊一郎	平成16年 4月26日重任
大阪府堺市西区浜寺諏訪森町西三丁目195番地3 代表取締役 辻本俊一郎	平成18年 4月 1日住所変更 平成18年 5月25日修正 平成18年 4月28日退任 平成18年 5月25日登記
大阪府堺市深井東町2778番地の1 代表取締役 藤井礼子	平成16年 4月26日重任
大阪府堺市中区深井東町2778番地1 代表取締役 藤井礼子	平成18年 4月 1日住所変更 平成18年 5月25日修正
大阪府堺市中区深井東町2778番地1 代表取締役 藤井礼子	平成18年 4月28日重任 平成18年 5月25日登記
大阪府堺市中区深井東町2778番地1 代表取締役 藤井礼子	平成20年 4月17日重任 平成20年 6月19日登記
大阪府堺市中区深井東町2778番地1 代表取締役 藤井礼子	平成22年 4月20日重任 平成22年 6月 2日登記
大阪府堺市中区深井東町2778番地1 代表取締役 藤井礼子	平成24年 5月28日重任 平成24年 7月25日登記 平成26年 5月31日退任 平成26年 8月 6日登記
神奈川県川崎市川崎区小田二丁目5番8号渡辺ビル302 代表取締役 鈴木忍	平成25年12月20日就任 平成26年 1月 8日登記
神奈川県川崎市川崎区小田二丁目5番8号渡辺ビル302 代表取締役 鈴木忍	平成26年 5月31日重任 平成26年 8月 6日登記
監査役 森下香朱子	平成16年 4月26日就任 平成18年 4月28日辞任 平成18年 5月25日登記
監査役 川口道夫	平成18年 4月28日就任 平成18年 5月25日登記
監査役 川口道夫	平成22年 4月20日重任 平成22年 6月 2日登記 平成25年12月19日辞任 平成26年 1月 8日登記
監査役 丸田三之	平成25年12月20日就任 平成26年 1月 8日登記
監査役 丸田三之	平成26年 5月31日重任 平成26年 8月 6日登記

支 店	1 東京都港区六本木四丁目2番45号	平成25年12月20日設置 平成26年 1月 8日登記
新株予約権	<p>第1回新株予約権 新株予約権の数 2000個（新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、新株予約権の目的である株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式2000株 なお、募集新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が株式分割（株式の無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。</p> $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ <p>また、割当日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める株式数の調整を行う。</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた価額とする。</p> <p>行使価額は3万5000円とする。 なお、割当日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{1}$ <p>また、割当日以降、当社が時価を下回る価額で当社株式につき、新株を発行または自己株式を処分（新株予約権の行使の場合を除く。）するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に読み替えるものとする。</p> $\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の株価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行1株あたりの株式数} \times \text{払込金額}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の株価}}$ <p>さらに、割当日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成29年5月1日から平成37年3月31日まで</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>募集新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</li> <li>新株予約権者が死亡した場合、相続人による新株予約権の行使は認めない。</li> </ol> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議（取締役会設置会社でない場合は、取締役の過半数の同意）がなされた場合には、取締役会が別途定める日（取締役会設置会社でない場合は、取締役の過半数の同意により別途定める日）に、新株予約権を無償で取得することができる。</li> <li>当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、取締役会が別途定める日（取締役会設置会社でない場合は、取締役の過半数の同意により別途定める日）に、当該新株予約権を無償で取得することができる。</li> </ol>	
		平成27年 4月24日発行 平成27年 5月 8日登記

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月24日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月24日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成16年10月18日移記 平成27年4月24日大阪市北区堂島浜一丁目1番8号に本店移転 平成27年5月20日登記 平成27年5月20日閉鎖

\*下線のあるものは抹消事項であることを示す。